

合法木材よくある質問

～伝票上の留意点～

一般社団法人京都府木材組合連合会事務局

合法木材を合法木材として流通させるために

原木市場



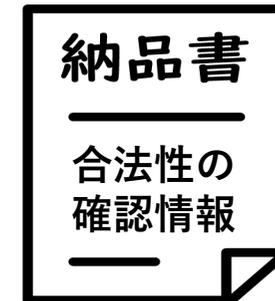
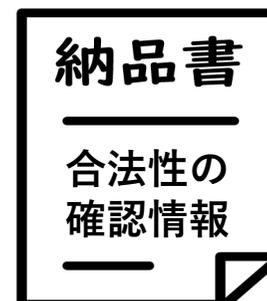
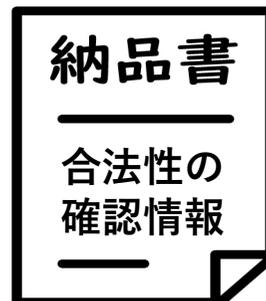
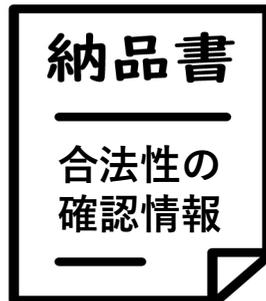
木材流通



製材業



工務店等



伝票による**合法性の確認情報**の連鎖

※合法性の確認情報：合法性の確認を行った旨とその結果



Q 1. 合法性の確認は、京都府産木材認証制度を利用するときだけ行えばよいの？

**A 1. いいえ、認証制度を利用するしないにかかわらず、合法性の確認を行う必要があります。
確認した旨及び合法性の確認ができた場合はその旨を伝票に記載し、次の事業者に渡してください。**



※「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）第5条には「事業者は、木材等を利用するに当たっては合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」とされています。

※記載方法の様式は問いません。



Q2. 合法木材事業者認定登録を取得しているのに、伝票には認定番号を書くだけでもよいか？

A2. 認定や登録は当該事業者が合法木材の分別管理と帳票管理を適正に行っているお墨付きであり、取り扱う木材の合法性を保証するものではありません。

よって認定や登録の有無にかかわらず、すべての木材関連事業者は、合法性の確認と確認情報を伝票に記載してください。





Q3. 合法性の確認ができなかったらどう記載すればよいの？

**A3. 「合法性の確認ができなかった木材」と伝票に記載してください。
大事なことは合法性の確認をすることと、確認した情報を伝票に記載し、次の事業者に渡すことです。**

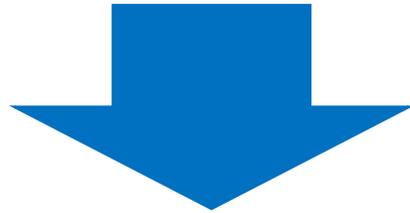
※合法木材かつ京都府内産木材でなければ、ウッドマイレージCO₂京都の木認証書や京都の木証明書は発行できません。

※記載方法の様式は問いません。



合法木材を合法木材として流通させるために

- お客様が求める・求めない、にかかわらず
- 京都府産木材認証制度の申請をする・しないにかかわらず
- 認定や登録の有無にかかわらず



各事業者の皆様はしっかりと**合法性の確認**と、**確認情報の伝票への記載**をお願いします。

※府木連は木材関連事業者だけでなく、一般消費者への普及啓発にも努めてまいります。